

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第二十八号

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成二十七年改正条例附則第四条の規定による給料に関する規則（平成二十七年三月奈良県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「初任給規則第四十三条、」を削り、「又は配偶者同行休業条例第十条」を、「配偶者同行休業条例第十条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号）第十条又は初任給規則第四十三条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。